

平成 30 年度守口市特別会計後期高齢者医療事業予算

平成 30 年度守口市の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,010,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1,383,151
	1 後期高齢者医療保険料	1,383,151
2 使用料及び手数料		140
	1 手数料	140
3 国庫支出金		6,286
	1 国庫補助金	6,286
4 繰入金		600,096
	1 一般会計繰入金	600,096
5 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
6 諸収入		327
	1 雑入	197
	2 延滞金、加算金及び過料	130
歳 入	合 計	2,010,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,004,950
	1 総務管理費	96,861
	2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,908,089
2 諸支出金		5,000
	1 償還金及び還付加算金	5,000
3 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出	合 計	2,010,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
保 険 料 収 納 対 策 事 業	平成33年度まで	12,239 千円